

会 議 録

| | | |
|--------------|---|---|
| 会議の名称 | 平成 29 年 第 2 回 本庄市国民健康保険運営協議会 | |
| 開催日時 | 平成 29 年 5 月 12 日 (金) | 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 38 分まで |
| 開催場所 | 本庄市役所大会議室 | |
| 出席者 | 被保険者代表 | 金井 泰明、澁澤 勲、新井 千奈美、浅見 敏江 |
| | 保険医又は保険薬剤師代表 | 渋谷 修身、石原 博史、林 勇毅 |
| | 公益代表 | 柿沼 光男、岩崎 信裕、木村 保、内野 勲、 佐々木 義弘 |
| | 被用者保険等 保険者代表 | 佐々木 淳一、石原 雅樹、杉山 和男 |
| | 事務局 | 春山 康壽 (保健部長)、中田 啓一 (保険課長)、 駒澤 明 (収納課長)、榊田 恵 (保険課課長補佐兼国 保係長) |
| 欠席者 | 木村 文夫 (被保険者代表)、堀川 明、倉林 京児 (保険医又は保険 薬剤師代表) | |
| 議 題 (次 第) | 1 開会 2 あいさつ 3 新委員の紹介 4 議題 第 1 号議案 国保広域化に向けた保険税改定等今後の予定について 報告事項 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について その他 平成 28 年度国民健康保険特別会計決算速報について 5 その他 6 閉会 | |
| 配布資料 | ・第 1 号議案資料 1～5 (※資料 3～5 は会議終了後回収) ・報告事項資料 ・国民健康保険特別会計決算状況表 | |
| その他特記事項 | | |
| 主 管 課 | 保健部保険課 | |

| 会議の経過 | |
|-------|---|
| 発言者 | 発言内容・決定事項等 |
| 司会 | 1. 開会 |
| 会長 | 2. あいさつ 【会長あいさつ】 |
| 司会 | 3. 新委員の紹介 【4月1日付1号委員金井 泰明氏、澁澤 勲氏、平成28年11月1日付4号委員佐々木 淳一氏紹介】 【本協議会成立の報告】 議事の進行については、規約に基づき会長に委任。 |
| 保険課長 | 4. 議題 【第1号議案 国保広域化に向けた保険税改定等今後の方針について資料1～5に基づき説明】 |
| 委員 | 資料5では、一人世帯、二人世帯、四人世帯の例がありますが、三人世帯や五人世帯はいないということですか。 |
| 保険課長 | 三人世帯や五人世帯、もっと多い人数の世帯もありますが、今回の資料は代表的な例として挙げさせていただいています。 |
| 委員 | 資料1～5は本日回収とありますが、これが必要なときにはまた配られますか。 |
| 保険課長 | 今回の資料は、納付金の第2回シミュレーション結果をお配りしています。今後、本算定までの間に第3回シミュレーション結果が出される予定ですが、新しい数字が出るまではこちらのデータを使用することになります。このデータはあくまでシミュレーションであるため、これが一人歩きしてしまうと非常に審議しにくい状況になる可能性がありますので、会議のその都度配布、回収させていただくことにしております。 |
| 委員 | 資料5の読み取り方ですが、2ページの広域化標準税率(4-2-2)にした場合には、全ての所得層において保険税が上がることになるという解釈でよろしいですか。 |
| 保険課長 | そのとおりです。現行税率の資産割は固定資産税に対して20%であるのに対し、広域化後の標準税率の資産割は65%と示されていますので、その分全ての世帯で税額が上がってしまう結果になっています。 |
| 委員 | 資料5の1ページで標準税率(2-2-2)にした場合ですが、所得が高い層は保険税が上がり、安い層は保険税が下がるという解釈でよろしいでしょうか。 |
| 保険課長 | 一人世帯の場合は2方式にすることで保険税が下がる、あるいは同じくらいということになりますが、二人世帯以降の場合は、若干上がってくるという形になります。 |

| | |
|------|--|
| 保険課長 | 2方式の場合、所得割と被保険者割のみとなりますので、所得がある層については保険税が上がりますが、所得が無い層はあまり上がらないことになると思います。本庄市の現在の国保加入世帯の所得構成では、所得0円（収入額から所得控除後の所得額が0円）の世帯が約37%となっています。この所得0円の世帯については、保険税が上がったとしてもそれほど影響が無い額であろうと考えています。 |
| 委員 | データが並べて比べられるように、資料の作り方を変えてください。 |
| 保険課長 | 次回はそのように配慮いたします。 |
| 議長 | 次回の協議会から具体的な審議を行う予定です。事務局においては、比較・審議しやすいよう資料作成していただくと共に、積算データ例についてももっと細かく出していただくようお願いします。 |
| 保険課長 | そのような資料作りをさせていただきます。 |
| 委員 | 資料4の納付金の合計額ですが、決算速報の資料と照らし合わせると、国民健康保険税と繰入金を合わせたものが納付金額となるという捉え方でよいでしょうか。 |
| 保険課長 | シミュレーション結果の納付金額を納めるために入れられるものは、保険税収と法定内繰入金である基盤安定繰入金というものがあります。決算状況表の中の法定内繰入金の項目の一部です。 |
| 委員 | この表の法定内繰入金額がそのまま合算されるわけではないということですね。 |
| 保険課長 | 法定内繰入金には、まず保険基盤安定繰入金の保険者支援分、保険税軽減分があります。それから職員給与費、助産費、財政安定化支援事業の各繰入金が法定内繰入金となっています。このうち、納付金に充てることができるのは、保険税収と基盤安定繰入金の保険税軽減分になります。平成28年度の保険税軽減分は約2億1千万円で、速報値の保険税収は約19億7千万円ですので、合計すると約22億円が納付金へ充てることができる金額ということになります。示された納付金額に足りない財源をどうするかが今後の検討課題となります。 |
| 議長 | それでは、第1号議案国保広域化に向けた保険税改定等今後の方針につきましては、次回も引き続き審議をお願いいたします。 |
| 保険課長 | 【報告事項 本庄市国民健康保険税条例の一部改正について 資料に基づき説明】 |
| 議長 | それでは、報告事項の本庄市国民健康保険税条例の一部改正については、この内容で変更となりますのでご承知おきください。 |
| 保険課長 | 【その他 平成28年度国民健康保険特別会計決算速報について説明】 |

| | |
|------|--|
| 議長 | 収納課長から、収納速報等がありますか。 |
| 収納課長 | 国民健康保険税の収納速報を報告させていただきます。平成29年4月末時点の平成28年度現年度分収納率は、92.00%で前年同期と比べて1.09ポイント増となっています。滞納繰越分については、22.71%で0.24ポイント減となりました。速報値のため確定ではありませんが、合計で77.42%となり、1.00ポイントの増の見込みです。 |
| 保険課長 | 【議事終了】 5. その他 【今後の運営協議会のスケジュール、はにぼんチャレンジ2017等について連絡】 |
| 副会長 | 6. 閉会 【閉会あいさつ】 |

平成29年 6月14日

会議録署名

会長

柿沼光男